

広島県告示第六百三十四号

平成十七年広島県告示第千三百号（広島県港湾施設管理条例の規定により知事が指定管理者に管理させる港湾施設）の一部を次のように改正する。

平成十九年六月四日

広島県知事 藤 田 雄 山

表広島港の部臨港交通施設の款中

臨港道路五日市入江線	広島市佐伯区五日市町六番 同七番
------------	------------------

を

臨港道路五日市線	広島市佐伯区五日市港三丁目地先
臨港道路五日市南埠頭線	広島市佐伯区五日市町六番 同七番 同海老山南一丁目一四番
臨港道路五日市入江線	

に改め、

同部保管施設の款中

五日市野積場	広島市佐伯区五日市港三丁目二番二
--------	------------------

を

五日市野積場	広島市佐伯区五日市港三丁目二番二
五日市南野積場	
五日市南埠頭野積場	

に改め、

同部船舶役務用施設の款中

五日市岸壁給水栓	広島市佐伯区五日市港三丁目二番
----------	-----------------

を

五日市岸壁給水栓	広島市佐伯区五日市港三丁目二番
五日市マイナス二メートル岸壁給水栓	

に改め、

同部港湾環境整備施設の款中

観音マリーナ海浜公園	広島市西区観音新町四丁目二八七四番八三 同二八七四番八四
------------	------------------------------

を

観音マリーナ海浜公園	広島市西区観音新町四丁目二八七四番八三 同二八七四番八四
吉島緑地	

に改め、

同表福山港の部係留施設の款中

新涯可動橋	福山市新涯町二丁目ヲ四一番九七 同ヲ四一番九七地先
川口物揚場	福山市川口町一丁目一四番一

を

新涯可動橋

福山市新涯町二丁目ヲ四一番九七  
九七地先 同ヲ四一番

に改め、

同部船舶役務用施設の款中

箕沖マイナス十メートル岸壁  
給水施設

福山市箕沖町一〇八番二地先

を

箕沖マイナス一〇メートル岸  
壁給水施設

福山市箕沖町一〇八番六

に改める。